

【フィリピン】自動車内の子供の安全法

海外立法情報課 日野 智豪

* 2019年2月22日、自動車でのチャイルドシートの使用を義務付けること等を定める「自動車内の子供の特別な保護及びその財源の充当に関して規定する法律」が制定され、同年3月13日に公布された。

1 背景

フィリピンでは、2006年から交通事故による死亡者数が増加している。そのうち、14歳以下の子供の年間死亡者数は、2006年から2015年までの期間を平均すると667人に上っている¹。しかし、自動車内の子供を交通事故から保護する規定は、1999年シートベルト法²において6歳以下の子供を前部座席に着席させることを禁止した規定(第5条)が存在するにすぎなかった。このような状況の下、フィリピン議会の下院で運輸委員会の議員によって提出され可決された法案及び上院で公共サービス委員会の議員によって提出され可決された法案が、上院及び下院の議論を経て統合され、2018年12月11日、両院を通過した。2019年2月22日、大統領がこの統合法案を承認し、全18か条から成る「自動車内の子供の特別な保護及びその財源の充当に関して規定する法律(略称:自動車内の子供の安全法)³」が制定され、同年3月13日に公布された。

2 法律の概要

(1) 子供及び年少者用保護乗車装置の定義(第3条)

この法律において、子供とは、12歳以下の者をいう(第3条b)。また、年少者用保護乗車装置(以下「チャイルドシート」)とは、座っている状態か、仰向けに寝ている状態で子供を固定する装置である(第3条h)。

(2) 自動車でのチャイルドシートの使用義務(第4条)

子供を自動車に乗車させる際、常にチャイルドシートで固定することが義務付けられる。ただし、①救急搬送時、②医学上又は発達上問題のある子供、③施行細則で規定する類似の状況の場合において、チャイルドシートの使用義務が免除される。その他、チャイルドシートで固定された子供を車内に残して、大人が自動車から離れることは禁止される。

(3) 子供が自動車に乗車する際の座席に関する規定(第5条)

子供は、原則として、エンジンがかけられた状態での自動車又は道路走行中の自動車の前部

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年7月11日である。

¹ Senate of the Philippines, "Bill mandating use of child restraint system in vehicles ready for PRRD signature," Jan. 31, 2019. <https://www.senate.gov.ph/press_release/2019/0131_prib1.asp>

² An Act Requiring the Mandatory Compliance by Motorists of Private and Public Vehicles to Use Seat Belt Devices, and Requiring Vehicle Manufacturers to Install Seat Belt Devices in All Their Manufactured Vehicles. (R.A.8750) <https://www.lawphil.net/statutes/repacts/ra1999/ra_8750_1999.html>

³ An Act Providing for the Special Protection of Child Passengers in Motor Vehicles and Appropriating Funds Therefor. (R.A.11229) <<https://officialgazette.gov.ph/downloads/2019/02feb/20190222-RA-11229-RRD.pdf>> この法律の略称は、第1条において「自動車内の子供の安全法(Child Safety in Motor Vehicles Act)」と規定される。

座席に座ることができない。ただし、身長が 150cm 以上で、自動車に設置されたシートベルトを着用することができる場合には、前部座席に座ることができる。

(4) チャイルドシートの安全基準（第 6 条）

チャイルドシートの安全基準については、貿易産業省が所管し、国際連合協定規則第 44 号⁴及び同規則第 129 号⁵において規定される基準並びにフィリピン国内で認められた国際基準によるものとする。また、製品のマーケティング、販売及び流通の前に、国家製品標準局⁶による認証が必要とされる。

(5) 規格外又は認証期限切れのチャイルドシートの禁止（第 7 条）

個人、企業、合名会社、個人企業、製造業者、販売業者又は輸入業者が、規格外又は認証期限⁷切れのチャイルドシートの製造、使用、輸入、販売、配給、寄付、貸付、宣伝又は販売促進等を行うことは禁止される。

(6) 公共輸送車両における子供の安全（第 9 条）

運輸省は、ジープニー（乗合タクシーの一種）やバスなど公共輸送車両におけるチャイルドシートの使用に関する調査を行い、チャイルドシートの使用に関してフィリピン議会に提案しなければならない。そして、これらの公共輸送車両におけるチャイルドシートの使用が適当ではない場合、子供の身体に危険を及ぼさないように別の手段をフィリピン議会に対して提案しなければならない。

(7) 罰則（第 10 条）

第 4 条、第 5 条の違反者（運転者）は、①初犯の場合、1,000 フィリピンペソ⁸の罰金、②再犯の場合、2,000 ペソの罰金、③三回以上の違反者に対しては、5,000 ペソの罰金及び 1 年間の免許停止が科せられる（第 10 条 a）。第 6 条、第 7 条の違反者（製造者、販売者等）は、フィリピン消費者法⁹で科せられる刑罰とは別に、50,000 ペソ以上 100,000 ペソ以下の罰金が科せられる（第 10 条 b）。規格外又は認証期限切れのチャイルドシートを使用した運転者は、①初犯の場合、1,000 ペソの罰金、②再犯の場合、3,000 ペソの罰金、③三回以上の違反者に対しては、5,000 ペソの罰金及び 1 年間の免許停止が科せられる（第 10 条 c）。

(8) 費用充当（第 14 条）

この法律の施行に必要な初期費用は、運輸省が負担する。ただし、1999 年シートベルト法によって徴収された罰金等が充当される。また、この法律の施行によって徴収された罰金等は、この法律が施行されるために排他的に使用される。

⁴ Uniform Provisions Concerning the Approval of Restraining Devices for Child Occupants of Power-Driven Vehicles (“Child Restraint Systems”). (United Nations Regulation No.44) <<https://www.unece.org/fileadmin/DAM/trans/main/wp29/wp29regs/2015/r44r3e.pdf>> 国際連合協定規則は、国際連合欧州経済委員会 (United Nations Economic Commission for Europe) の多国間協定の一つである。国際連合協定規則第 44 号は、自動車の年少者用補助乗車装置に関して各国に共通する基準を定める。

⁵ Uniform Provisions Concerning the Approval of Enhanced Child Restraint Systems Used on Board of Motor Vehicles. (United Nations Regulation No.129) <<https://www.unece.org/fileadmin/DAM/trans/main/wp29/wp29regs/2018/R129r2e.pdf>> 国際連合協定規則第 129 号は、自動車に搭載して使用される改良型年少者用補助乗車装置の認可に関して各国に共通する基準を定める。

⁶ 国家製品標準局 (Bureau of Product Standard) は貿易産業省内の部局である。貿易における許可証や製品の認証を示すシールの発行等を管轄する。

⁷ 認証期限とは、製品の品質を保持するためにその製品に付されている期限のことである。チャイルドシートの認証期限については、フィリピンのほかに、アメリカ、カナダ、ニュージーランド等で定められている。

⁸ 1 フィリピンペソは約 2.1 円（令和元年 7 月分報告省令レート）。

⁹ The Consumer Act of the Philippines. (R.A.7394) <https://www.lawphil.net/statutes/repacts/ra1992/ra_7394_1992.html>